

平成29年第2回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成29年6月1日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 報告第5号 平成28年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第6号 平成28年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第9 報告第7号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類について
- 日程第10 議案第26号 本巢市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の同意について
- 日程第11 議案第27号 本巢市農業委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第28号 物品売買契約の締結について（小中学校情報機器）
- 日程第13 議案第29号 本巢市と岐阜市との間の消防の事務委託に関する規約の制定に関する協議について
- 日程第14 議案第30号 もとす広域連合規約の変更について
- 日程第15 議案第31号 平成29年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	堀部好秀	3番	鏝本規之
4番	黒田芳弘	5番	船渡洋子
6番	臼井悦子	7番	高田文一
8番	高橋勝美	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明

欠席議員（1名）2番 江崎 達己

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤原 勉	副 市 長	石川 博紀
教 育 長	川治 秀輝	総 務 部 長	畑 中 和 徳
企 画 部 長	大野 一彦	市民環境部長	森 寛
健康福祉部長	久富 和浩	産業建設部長	青木 幹根
林政部長兼 根尾総合支所長	蜂 矢 嘉 徳	上下水道部長	三 浦 剛
教育委員会 事務局 長	溝 口 信 司	会計管理者兼 会 計 課 長	小野島 広 人

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内 重正	議 会 書 記	杉山 昭彦
議 会 書 記	大久保 守康	議 会 書 記	鈴木 友理香

開会の宣告

○議長（上谷政明君）

ただいまから平成29年第2回本巢市議会定例会を開会いたします。

議席番号2番 江崎達己君より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号14番 瀬川治男君と15番 後藤壽太郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（上谷政明君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日より6月27日までの27日間とし、6月2日から14日まで、17日から26日までを休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月27日までの27日間とし、6月2日から14日まで、17日から26日までを休会とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（上谷政明君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告します。

それでは、出席しました会議等について報告させていただきます。

最初に、3月26日、岐阜市役所において開催された平成29年第1回岐阜地域児童発達支援センター組合議会定例会について報告いたします。

定例会に提案された議案は、平成29年度岐阜地域児童発達支援センター組合一般会計予算についての1件でありました。

上程議案である組合一般会計予算は、歳入歳出それぞれ1億2,601万6,000円と定めるものでした。審議の結果、原案のとおり可決されました。

次に、4月20日、第100回東海市議会議長会定期総会が名古屋市のキャッスルプラザにおいて開催され、村瀬副議長とともに出席しましたので報告します。

初めに、永年在職に伴う議員一般表彰があり、本巣市議会では、15年以上表彰で若原敏郎議員及び瀬川治男議員が表彰され、また10年以上表彰では鏝本規之議員が表彰されました。

続いて会議に入り、会務報告を岐阜市議会の杉山議長がされた後、12件の議案が審議されました。

静岡県沼津市から学校施設環境改善交付金の拡充について、三重県熊野市から地震対策の充実強化について、岐阜県高山市から軽油引取税の課税免税制度の継続を求める要望について及び愛知県瀬戸市から地域生活支援事業に係る安定的な財源の確保についての要望提案の提出と、それぞれ提案説明があり、審議の結果、全て原案のとおり採決されました。

続いて、平成28年度の決算認定、平成29年度の負担金及び予算等の提案説明と審議がなされましたが、原案のとおり承認または可決されました。

さらに平成30年度第101回定期総会の開催市を静岡県富士市にすることに決定され、さらに今年度の東海市議長会の役員の選任についても承認されました。

次に、5月18日、中濃十市議会議長会が可児市の文化創造センターにおいて開催され、村瀬副議長とともに出席しましたので報告します。

会議は、可児市による平成28年度会務報告の後、4議案が上程され、第1号議案 平成28年度決算について、第2号議案 平成29年度予算について、可児市の提案説明と議案審査がなされ、原案のとおり承認及び可決されました。

次に、第3号議案で役員の選任が行われ、会長に美濃加茂市議会議長、副会長に各務原市議会議長、幹事には可児市議会議長がそれぞれ選任されました。

続いて、第4号議案として、瑞穂市から無線公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進についての要望提案の提出があり、提案説明を受け、審議がなされ、原案のとおり可決されました。

また、次期開催市は山口市に決定されました。

最後に、5月24日、全国市議会議長会の第93回定期総会が東京都千代田区の東京国際フォーラムで開催され、出席しましたので報告します。

初めに、永年在職議員表彰があり、特別表彰と一般表彰合わせ全国で2,480名の議員の方々が受賞され、本巣市議会からは議員15年以上表彰で若原敏郎議員及び瀬川治男議員が、また議員10年以上表彰では鏝本規之議員が表彰の栄を受けられました。

続いて会議に入り、一般事務及び平成27年度一般表彰基金及び退職基金の各会計決算及び平成29年度各会計予算のうち、一般会計予算総額を6億1,471万9,000円とする報告の後、地方行政委員会を初めとする6つの各委員会及び1つの特別委員会の昨年1年の活動報告を受け、承認されました。

次に、提案議案として、部会提出議案27件、会長提出議案4件の提出案件の説明、審議が行われ、全議案とも可決されました。

最後に役員改選が行われ、部会長、理事、評議員及び各委員会委員が選任されました。

以上、報告いたします。

なお、総会等の資料につきましては、議会事務局に保管してありますので必要な方はごらんになってください。よろしく申し上げます。

次に、議会だより編集特別委員会からの報告を委員長にお願いします。

議会だより特別委員会委員長 堀部好秀君。

○議会だより編集特別委員会委員長（堀部好秀君）

おはようございます。

議会だより編集特別委員会から御報告を申し上げます。

議会だより第54号につきましては、5月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところでもあります。

掲載内容につきましては、3月に開かれました第1回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、3月18日、19日に開催された早春淡墨桜浪漫ウオークの写真を掲載しました。2ページからは、定例会で議決された当初予算、本会議の質疑、補正予算の内容と主な議案について、代表質問、一般質問、議員活動日誌、委員会報告、審議結果及び各議員の表決、故安藤重夫議員へ贈る言葉の順に掲載し、15ページには、市指定無形民俗文化財、春日神社の米かし祭りの特集記事と、最終ページには、本巢市社会福祉協議会あいマップ作ろう会の紹介の特集記事を掲載しました。

今回は、平成29年2月23日、3月24日、3月28日、4月7日、4月13日の計5回、委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりにつきましては、今定例会の内容を主なものとして、8月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

次に、市長から行政報告をお願いします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、東海環状自動車道西回りルートの整備状況につきまして、御報告を申し上げます。

東海環状自動車道西回りルートの県内区間につきましては、4月に発表されました国の本年度予算におきまして、県内におきましては、関広見インターチェンジから（仮称）養老インターチェンジ間の整備に前年度比3.1%増の351億2,800万円が配分され、この区間での用地取得、本体工事等がさらに進む見込みでございます。

本巢市内の現在の進捗状況につきましては、平成25年度から用地の取得に向けた手続きが始まり、現在4月末の時点で、市内の全地権者406名のうち、384名の皆様との補償を含めた契約が完了したとお聞きしております。用地取得率につきましては、地権者数の割合で94.6%、取得面積では97.1%となっております。

平成29年度の本巢市内での工事発注見込みは、仮称でございますが、糸貫インターチェンジから（仮称）大野・神戸インターチェンジ区間の根尾川橋梁下部工事及び三橋第1高架橋西の下部工事

が予定されております。

今後も引き続き事業の早期完了を目指し、国への要望活動に努めるとともに、市として協力体制を整え、整備促進に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、本巢市土地開発公社所有地の盛り土に係る土壌汚染の対応状況につきまして、御報告を申し上げます。

本案件につきましては、平成29年3月30日に国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所から、市土地開発公社所有地の盛り土の一部から土壌環境基準を超えるヒ素が検出されたと県岐阜地域環境室に報告があり、同日付で県及び市土地開発公社から記者発表がなされ、その後、市も協力して当該土地から半径250メートルの範囲内における井戸水の利用状況調査と水質検査を実施し、範囲内にある17本の井戸全てが地下水の環境基準に適合していることが確認され、4月7日に県より井戸所有者への結果報告と記者発表が行われまして、その件につきましては議員の皆様方にも御報告させていただいたところでございます。

当該土地にございます盛り土につきましては、平成18年12月から平成20年12月までの間に、岐阜県県土整備部発注の公共工事から発生した土壌を市土地開発公社が受け入れ、仮置きしているものでございまして、現在、市と市土地開発公社、岐阜県県土整備部におきまして、この仮置きしてございます盛り土の処理に向けた協議を進めており、このうち基準を超過した土壌につきましても、適正かつ早期に処理が行えるよう努めてまいります。

次に、本巢市公共施設等総合管理計画の策定について、御報告を申し上げます。

国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、本市の公共施設等の中・長期的な更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減化、平準化することを目的に本巢市公共施設等総合管理計画を平成29年3月に策定いたしましたので御報告申し上げます。

また、引き続き今年度におきましては、本巢市公共施設等総合管理計画をもとに、公共施設、いわゆる建物につきまして、再配置の基本となる考え方や手法等をまとめた具体的な再配置を定める計画として、公共施設再配置計画を引き続き策定してまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第2号から日程第6 報告第4号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第4、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）から日程第6、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）までを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第2号 専決処分の承認を求めることについてでございます。内容は、本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、報告第3号、同じく専決処分の承認を求めることについてでございます。内容は、本巢市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、報告第4号、同じく専決処分の承認を求めることについてでございます。内容は、本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以上の詳細につきましては、報告第2号及び第3号は総務部長から、報告第4号は市民環境部長から、それぞれ御説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（上谷政明君）

報告第2号及び報告第3号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、報告第2号、本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の1ページをお開きください。

初めに改正の趣旨でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成29年3月29日に公布されましたことに伴いまして、所要の改正の必要がございましたので専決処分をしたものでございます。

次に、改正の内容でございますが、加算額対象区分について、22歳に達する日以降の最初の3月31日までにある子と孫を区分しまして、損害補償の算定の基礎となる額の加算額について、配偶者にあつては433円を333円に、子にあつては217円を267円とし、消防団員等に配偶者がいない場合の扶養親族の子1人に限り、加算額を367円を333円、消防団員等に配偶者及び子がいな場合の扶養親族1人に限り、加算額を367円を300円とするものでございます。

なお、第2項及び第4項の改正につきましては、字句等の改正でございます。

次に、適用関係でございますが、施行日につきましては29年4月1日からでございます。

また、経過措置といたしまして、改正後の第5条第3項の規定につきましては、施行日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給をすべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給をすべき事由が生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金等においては、従前の例により補償することとなります。

以上、報告第2号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第3号、本巢市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案の概要の5ページをお開きください。

初めに改正の趣旨でございますが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されましたことにより、所要の改正がございますので専決処分したものでございます。

なお、今回の条例改正につきましては、改正箇所が多岐にわたることから、特に重要であると思われる改正についての説明とさせていただきます。少し長くなりますが御容赦願います。

初めに、本則の改正、アの第33条関係でございます。所得割の課税標準でございますが、特定配当等所得につきましては、上場株式等に係る配当所得等でございますが、その配当所得等は総合課税、源泉徴収だけで申告不要、申告分離課税のいずれかを選択することができますが、所得税の確定申告が提出されている場合でも、その後に住民税の申告書が提出された場合は、その申告書に記載された事項をもとに課税ができる除外規定を整備するものでございます。

また、特定株式譲渡所得につきましても、総合課税は選択できませんが、源泉徴収だけの申告不要または申告分離課税を選択できることとなっておりますことから、上場株式等に係る配当所得等と同様の改正を行うものでございます。

次に、オの61条関係でございますが、固定資産税の課税標準でございますが、震災等により滅失し、または損壊した償却資産にかわるものとして、震災等の発生した日に属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過するまでの間に取得され、または改良された償却資産につきましては、固定資産税の課税標準を取得または改良から4年度間は、その価格を2分の1とする規定を整備するものでございます。

次に、カの61条の2関係でございますが、法律の範囲内におきまして、個々の地方公共団体が課税標準の特例割合を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の新規規定でございます。児童福祉法の規定により、県の認可を受けた者が直接同法に規定する家庭的保育事業、または居宅訪問型保育事業、あるいは利用定員が5人以下の事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例につきまして、市の条例で定める割合を2分の1とするものでございます。

次に、6ページをお開きください。

クの63条の3関係でございますが、震災等の発生により被災市街地復興推進地域に定められた場合には、被災区分の所有家屋の敷地の用に供されていた土地につきまして、被災翌年度から4年度

分に限り所有者の申し出により、従前の土地に係る税額の案分方法と同様の取り扱いを受けることができることを規定するものでございます。

次に、ケの74条の2関係でございますが、震災等による被災住宅地のうち、家屋または建造物の敷地の用に供されている土地以外の土地につきまして、被災市街地域復興推進地域に定められた場合において、被災住宅用地を住宅用地とみなす期間を2年度分から4年度分まで特例を適用するよう規定するものでございます。

次に、附則の改正でございますが、アの7条の3の2関係でございます。個人の住宅借入金等特別税額控除の規定でございますが、現行の平成31年度までの居住に係る平成41年度までの市民税の住宅ローン減税措置を、平成43年度まで2年間延長するものでございます。

次に、イの8条関係でございますが、肉用牛の売却による事業所得による市民税の課税の特例の規定でございます。売却価格が100万円未満等の肉用牛であります免税対象飼育牛の売却による事業所得に係る課税の特例期限を平成30年度から平成33年度までの3年間延長するものでございます。

次に、エの10条の2関係でございます。固定資産税の課税標準の特例、いわゆるわがまち特例の割合でございますが、新規規定といたしまして、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法の補助金を受けた者が従業員のための6人以上の企業主導型保育事業の用に供する土地及び家屋、償却資産に係る固定資産税の特例措置につきまして、市の条例に定める割合を2分の1とするものでございます。

次に、7ページをお開きください。

オの10条の3関係でございますが、耐震改修が行われました特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額につきまして、昭和57年1月1日以前に建築された住宅であり、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に政令で定める耐震改修が行われた場合には、翌年1年度分に限り固定資産税額を3分の2に減額するものでございます。また、特定熱損失防止改修工事につきましては、平成20年1月1日以前に建築された住宅であり、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた場合に、翌年1年度に限り固定資産税を3分の2に減額するものでございます。

次に、カの16条関係でございます。軽自動車税のグリーン化特例の見直しによりまして、環境への負荷が少ない自動車、電気自動車とか天然ガス自動車でございますが、これを対象としまして軽自動車税の税率の特例措置につきまして、重点化を行った上で適用期限を平成31年3月31日までに取得した者に対して2年間延長するものでございます。

次に、キの16条の2関係でございますが、平成28年度に発覚しました燃料不正問題を受けまして、自動車メーカーの不正に伴う軽自動車税の不足額に100分の10の割合を乗じた額を加算した額につきまして、不正を行った自動車メーカーに納税義務を課せる規定を整備するものでございます。

次に、8ページをお開きください。

適用関係でございますが、それぞれ市民税、固定資産税、軽自動車税の経過措置のほかに、第5条では本巢市税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございますが、現行の軽自動車税の課税

に関する規定を整備するものでございます。

なお、その他の改正につきましては、法令等の改正による条文中の引用条文等の追加、削除及び修正、条項の繰り上げ、繰り下げ等の改正でございます。

以上、報告第3号の補足説明とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

報告第4号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 森寛君。

○市民環境部長（森 寛君）

それでは、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の議案説明資料、本巣市議会定例会議案の概要の39ページをごらんください。

改正の内容でございますが、所得の少ない被保険者に対する軽減措置の5割及び2割軽減世帯に係る所得判定基準を改正するものでございます。

次、40ページをごらんください。

第23条第2号でございますが、5割軽減につきまして基礎控除額の33万円に加える被保険者数に乗ずる額を、1人につき現行の「26万5,000円」を「27万円」に改正するものでございます。

次に、2割軽減、同条第3号でございますが、基礎控除額の33万円に加える被保険者数に乗ずる額を、1人につき現行の「48万円」を「49万円」に改正するものでございます。

この改正によりまして、低所得者世帯に対して均等割、平等割の5割軽減及び2割軽減を拡充し、被保険者の負担の軽減を図るものでございます。

この改正の施行期日は、平成29年4月1日からでございます。

以上、本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

念のためにちょっと聞いておきますけれども、結局相対的に見てプラスになるんですか、マイナスになるんですか。

○議長（上谷政明君）

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

子どもにつきましては、一般職の職員の給与に関する法律が施行されたことによりまして、段階的に引き上げられるというところがございますので、子どもに対しましては全体的に上がっていくと思っておりますし、配偶者につきましては扶養手当のほうがだんだん下がっていくというところで、配偶者につきましては加算額のほうが減っていくという御理解をいただければいいのかなというふうに思います。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

だから、そういう内容になっているので、結局最終的に団員にとって結果的にマイナスになる内容なのかどうなのか。それぞれの配偶者、子どもがいるいない、いろいろケースが分かれますから単純には言えないかもしれないけれども、相対的に見てトータル的に考えてどうなんだろうというところがちょっと疑問なんですね。配偶者については大きく下がっているということがありますので、その分がどこかでカバーされて相対的に前と変わらない、あるいは若干でもプラスになるということであればいいと思うんですけども、その点はどのように判断されているか。

○議長（上谷政明君）

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

相対的には加算額のほう引き上げられたという、私は理解をしております。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第2号については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。したがって、報告第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第2号を採決します。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市消防団

員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)は、承認することに決定しました。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(本巢市税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番(鵜飼静雄君)

これも念のためにちょっとお伺いしておきますが、第33条関係と16条の3関係、こっちは附則のほうですけれども、そこで文言で除外規定を明文化するというふうになっています。新旧対照表を見ると、現行でも36条の2第1項とか36条の3第1項とかいうのは出てきますね。そういった文言が含まれてはいるけれども、さらにそれを明確化するためにただし書きがあって、その後今(1)で36条の2の第1項、(2)で第1項という形で、さらにわかりやすく明確にしたというふうに理解しておけばいいんでしょうか。それともほかに何か違いがあるのか、お伺いします。

○議長(上谷政明君)

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長(畑中和徳君)

33条及び附則の16条の3関係でございますけれども、所得税のほうは確定申告が提出されますが、その後個人市民税の申告書が提出された場合でございますが、この場合には個人市民税の申告書に記載された事項をもとに課税ができるということを規定しておるものでございます。36条の2関係につきましては市民税の申告書、36条の3につきましては所得税の確定申告書という御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長(上谷政明君)

18番 鵜飼静雄君。

○18番(鵜飼静雄君)

言われることはわかる。だから、現行と今度の改正の内容の違いというのは、基本的な内容の変わりはなく、さらに明確化したというふうに理解すればいいかということをお伺いした。

○議長(上谷政明君)

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長(畑中和徳君)

そのような理解で結構だと思っております。

○議長(上谷政明君)

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第3号については、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、報告第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第3号を採決します。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第4号については、委員会付託を省略したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、報告第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第4号を採決します。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

日程第7 報告第5号及び日程第8 報告第6号（上程・説明）

○議長（上谷政明君）

日程第7、報告第5号 平成28年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書について及び日程第8、報告第6号 平成28年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算書についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第5号 平成28年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告させていただくものでございます。

次に、報告第6号 平成28年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算書についてでございます。

地方公営企業法第26条第2項の規定により、翌年度に繰り越しして使用する事故繰越額につきまして、同条第3項の規定により、報告させていただくものでございます。

以上の詳細につきましては、報告第5号は企画部長から、報告第6号は上下水道部長から御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（上谷政明君）

報告第5号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、報告第5号 平成28年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります、議案書の19ページをお開きいただきたいと思います。

繰越明許費の設定を行いました事業につきましては、昨年12月の補正予算（第3号）で設定をさせていただきました2事業に加えまして、本年3月の補正予算（第4号）におきまして設定をさせていただきました8事業の合わせて10事業でございますが、これらの事業につきましてそれぞれの繰越額及びその財源が確定いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づきまして繰越明許費繰越計算書を調製し、御報告をさせていただくものでございます。

いずれの事業につきましても年度内の完了が困難となり、繰り越しをさせていただいたものでございます。

それぞれの事業名の右側に金額の欄がございますが、この金額につきましてはそれぞれの補正予算におきまして繰り越しの限度額として設定をさせていただきました額でございます。その右側の翌年度繰越額につきましては、実際に平成29年度に繰り越しをいたしました額でございます。限度額として設定をした額と同額でございます。さらにその右側は、その財源内訳でございます。未収入特定財源の内訳にその他の欄がございますが、上から4段目の観光施設再整備事業に係る基

金繰入金を5,000万円見込むものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

報告第5号 平成28年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書については、以上で報告を終わります。

報告第6号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 三浦剛君。

○上下水道部長（三浦 剛君）

それでは、報告第6号 平成28年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算書について補足説明をさせていただきます。

定例会議案の21ページをお開き願いたいと思います。

まず、収益的支出でございますが、1款水道事業費用、1項営業費用で、事業名が配水管改良工事でございます。翌年度繰越額は工事費の44万円でございます。

また、資本的支出の1款資本的支出、1項建設改良費につきましても、同一の工事でございます。翌年度繰越額は工事費の278万5,000円でございます。

なお、財源につきましては記載のとおりでございます。

説明でございますが、同時施工の十四条地内道路改良工事との工程調整に期間を要したことから、年度内の事業完了が困難となったことによるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

報告第6号 平成28年度本巢市水道事業会計事故繰越し繰越計算書については、以上で報告を終わります。

日程第9 報告第7号（上程・説明）

○議長（上谷政明君）

日程第9、報告第7号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第7号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類についてでございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類として、平成28年度事業報告及び決算並びに平成29年度事業計画及び予算について提出させていただくものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（上谷政明君）

報告第7号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

報告第7号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類につきましては、補足説明をさせていただきます。

議案書の22ページをお開きいただきますと、その22ページの次に経営状況説明書がございます、さらに1枚おめくりをいただきますと決算書がございますが、まずその決算書の2ページをお開きいただきたいと思っております。

初めに、事業報告についてでございます。

1の概況、(1)総括事項でございますが、分譲関係といたしまして、岐阜市鏡島中2丁目1番45号の株式会社Hozumi加藤精密と屋井工業団地第1区画の工業用地売買契約を7月22日に締結をいたしました。

次の(2)理事会議決事項、3ページの(3)役員名簿、そして(4)の行政官庁許認可に関する事項につきましては記載のとおりでございます。

次に、4ページをお開き願います。

2の業務でございます。

(1)の公有地取得事業の状況につきましては、モレラ岐阜北側の土地取得に要しました借入金に対する支払利息及び除草等の管理費でございます。

(2)の土地造成事業の状況につきましては、屋井工業団地の取得に要しました借入金に対する支払利息とその管理費といたしまして、分譲謝礼や除草等の管理費に加えまして、株式会社秋田屋本店に売却をいたしました第5区画の地中にごございました瓦などの瓦れき処分に要した費用が主なものでございます。

(3)の造成土地分譲事業の状況につきましては、屋井工業団地の分譲に関するものでございまして、株式会社Hozumi加藤精密に売却をいたしました第1区画の売却によるものでございまして、面積が1万7,634平方メートル、売却額は3億2,912万8,815円でございます。

(4)の附帯等事業の状況につきましては、モレラ岐阜北側の土地の一部を貸し付けいたしました面積と金額でございます。

次に、5ページでございますが、3の会計、(1)短期借入金及び長期借入金の概況についてでございます。

長期借入金といたしまして、岐阜信用金庫から借入れをいたしておりました2件、合わせて6億8,000万円につきましては、8月25日に満期を迎え返済をいたしますとともに、同日、同じく岐阜信用金庫から3月24日を満期日として3億5,000万円を借入れ、同日返済し、改めて3億3,000万円の借入れを行ったものでございまして、期末残高といたしまして3億3,000万円という状況で

ございます。

(2)の保有土地の明細につきましては、上段が屋井工業団地、下段がモレラ岐阜北側の土地のそれぞれの明細でございます。

次に、6ページをお開き願います。

決算報告書でございます。

(1)の収益的収入及び支出でございますが、まず収入でございます。決算額は3億6,062万7,692円でございます。主なものといたしましては屋井工業団地第1区画の分譲収益とモレラ岐阜北側の土地の賃貸収入でございます。

また、その下の支出の決算額は3億8,610万8,918円でございます。主なものといたしましては屋井工業団地第1区画の分譲に伴う事業原価と販売費及び一般管理費といたしまして、同じく屋井工業団地第5区画の地中にございました瓦れき処分に要した費用などでございます。

次に、7ページの(2)資本的収入及び支出についてでございます。

収入につきましては、決算額が6億8,000万円でございます。長期借入金といたしまして借りかえを行ったものでございます。

また、支出の決算額につきましては10億3,058万7,045円でございます。借入金の満期に伴う償還金と支払利息などがございます。

次に、8ページをごらん願います。

損益計算書でございますが、屋井工業団地第1区画の分譲収益とモレラ岐阜北側の土地の賃貸収入による事業収益並びに受取利息の事業外収益から屋井工業団地第1区画の分譲に伴う事業原価及び瓦れき処分に要した費用などの一般管理費及び借入金の支払利息を差し引きました当期純利益は2,548万1,226円のマイナスとなっております。

次に、9ページでございますが、貸借対照表でございます。

まず、左側の資産の部につきましては、現金預金にモレラ岐阜北側の公有用地分を加えました流動資産の合計に資本金を合わせました資産合計は7億6,180万5,914円でございます。

次に、右側の負債の部でございますが、負債といたしましては長期借入金の3億3,000万円でございます。

その下の資本の部につきましては、基本財産として資本金の500万円と前期繰越準備金に当期純利益を加えました4億3,180万5,914円が資本合計でございます。負債と資本の合計は左側の資産合計と同額の7億6,180万5,914円となっております。

次に、10ページはキャッシュ・フロー計算書、11ページは財産目録、また12ページ以降は決算附属書類でございます。

また、少し飛びまして20ページには監査意見書を添付させていただいております。

続きまして、21ページからは平成29年度の事業計画及び予算でございます。

それでは、まず22ページの事業計画でございますが、1の公有地取得事業につきましては、市からの依頼に基づき先行取得しておりましたモレラ岐阜北側の公有地につきまして、昨年度に引き続

き市の買い戻しによる土地取得原価 7 億 3,400 万円を計上いたしております。

2 の附帯等事業は、モレラ岐阜北側の公有地の貸付収入でございます。

次に、23 ページからは平成 29 年度の公社の予算でございます、モレラ岐阜北側の公有地の市の買い戻しによる事業収益などを見込みまして、収益的収入 7 億 4,177 万 1,000 円、収益的支出 7 億 3,699 万円を計上いたしております。

次に、24 ページの資本金的収入につきましては借入金の予定がございませんので頭出しの 1,000 円とし、資本金的支出につきましては 3 億 3,124 万 3,000 円でございます、借入金の償還金及び支払利息が主なものでございます。

25 ページからは実施計画を、それから 30 ページ以降につきましては資金計画や損益計算書、貸借対照表を添付いたしておりますので、またごらんをいただきたいと思っております。

以上、本巣市土地開発公社の経営状況を説明する書類の補足説明とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

報告第 7 号 本巣市土地開発公社の経営状況を説明する書類については、以上で報告を終わります。

15 分ほど暫時休憩します。

午前 10 時 18 分 休憩

午前 10 時 37 分 再開

○議長（上谷政明君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第 10 議案第 26 号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第 10、議案第 26 号 本巣市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の同意についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第 26 号 本巣市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の同意についてでございます。

本巣市農業委員会委員の任命につき、少なくとも 4 分の 1 を認定農業者等及び準ずる者としてほしいので、農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 2 号の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明を申し上げますので、よろしく御願い申し上げます。

す。

○議長（上谷政明君）

議案第26号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、議案第26号の補足説明をさせていただきます。

平成27年8月28日の第189回国会において、農業委員会等に関する法律の改正がなされまして、平成28年4月1日から施行がされております。

この改正によりまして、農業委員の選出方法が従前の公選制から、市長が市議会の同意を得て任命するものに改正されております。この任命に当たりましては、農業者、農業者が組織する団体、その他関係者に対し候補者の推薦を求めるとともに、農業委員になろうとする者の募集をすることと規定されているところでございます。

また、任命に当たっては農業委員会等に関する法律第8条第5項により、委員の任命に当たっては認定農業者等が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域における認定農業者が少ない場合はこの限りではないと定められております。この少ない場合とは、区域内の認定農業者の数が委員の定数に8を乗じて得た数を下回る場合とされておまして、本市の場合、委員の定数である19人に8を乗じた数は152人となります。現在、本市における認定農業者数は41人でございますので、この認定農業者が少ない場合に該当するものでございます。このため委員の任命については本市の認定農業者数及び推薦、募集に応じた者並びに委員候補者となった者の状況などを考慮しまして、委員のうち認定農業者が過半数を占めることを要せず、少なくとも4分の1を認定農業者等及び認定農業者に準ずる者としたいため、農業委員会に関する法律施行規則第2条第2項の規定に基づき、議会の同意をいただくものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 中村重光君。

○11番（中村重光君）

今、担当部長のほうから新たなる農業委員会制度の骨格、骨子の御説明、御案内がありました。私も今回の議案第26号について勉強をさせていただきました。これから私が質問する内容については議案第27号に関連いたしますので、この案件で私の疑問に対する御答弁を求めたいというふうを考えております。私が今回中身を問うのは、農業委員を任命する際の要件等々について、中身について御質問いたします。

この要件については、1番、農業委員の任命、2番、農業委員となることができない者、3番、

認定農業者等要件についての勉強をさせていただきました。その中で、3番の認定農業者等の要件の中に農業委員の任命に当たっては、原則として認定農業者である個人または認定農業者である法人の業務を執行する役員または当該法人の使用人であって、当該法人の行う耕作または養畜の事業に関する権限及び責任を有する者が農業委員会の過半数を占めるようにしなければならない。法第8条第5項にうたっています。

そこで、私これ文面を読んでおってもよくわからんのは、1点、この認定農業者でという定義はどういう意味を指すのか、部長にお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問に対する答弁を産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

認定農業者は、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者、農業法人、生産法人のことです。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

11番 中村重光君。

○11番（中村重光君）

御回答がちょっと長かったような気がするが、それに基づいてこの次に出てくる議案第27号の認定農業者を選定されたということですね。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

認定農業者の選定につきましては、それで結構でございます。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

11番 中村重光君。

○11番（中村重光君）

わかりました。よく理解できました。

それと、もう一点、この議案第26号と関係があるのかなのか、私は判断に苦しみましたが、例の本巢市の議会選出委員に本巢振興地域整備促進協議会という協議会があります。ここに我が議会から2人の議員がこの協議会に出席し、農業行政に携わっておられます。この組織と、今回の農業委員の組織とは今後もどういう関係があるのか。これ廃止されるのか、このまま存続をされるのか、協議会を。この一点をお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

今後もそれにつきましては存続するものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

先ほど部長のほうから御説明いただきましたが、この議案につきましては委員の任命に当たって認定農業者が過半数を満たすことができないといったときの処置というふうに理解をして質問いたしますが、この条件にあります認定農業者及び準ずる者という記述がございますが、非常に曖昧な表現でありまして、よくわからない部分があります。例を挙げるとするならば、どういった方なのか。あるいはそこに準ずるというところに何かの線引きがあるのか、そこら辺についてお伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

認定農業者というのは、である個人、それから法人でございますが、もう一つは法人の役員とか使用人、それから認定農業者個人及び法人の使用人までを含めて認定農業者に準ずる者というふうにしております。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

今お答えいただいたんですが、認定農業者というのははっきりわかりますよね。先ほど説明したとおりでございますね。市が認定した者ということでわかりやすいんですが、例えば今説明があったんですが、準ずる者という文言になりますと、広い意味で言えば誰でもいいというふうな解釈になるかというふうに私は思うんですが、規定のない限り。そこら辺がちょっとよくわからないところでありますので、わかりやすく説明していただきたいんですが。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、お答えをさせていただきます。

過去に認定農業者であった者、それから認定農業者が行う耕作、養畜事業に従事し、その経営に参加する当該認定農業者の親族、また認定農業者である個人、それから役員、使用人、それから組織でありましたら組織の役員等が含まれてくるわけでございます。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

認定農業者に関係する者というふうに理解しておきます。それしか仕方がない。明確な線引きってないでしょう。過去においても現在においても認定農業者にかかわった者、役員とか従業員でも何でもいいんですけども、かかわった者というふうに理解してよろしいですね。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

かかわった者と考えていただければ結構かと思えますけれども、具体的な基準は幾つかございますが、かかわった者と平たく言っていただければそれまででございますが、やはり使用人であったりとか、役員であったりとかいうものも入ってきますので結構かと思っています。

〔挙手する者あり〕

○議長（上谷政明君）

10番 道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

今、認定農業者に準ずるということは役員とか従業員とかということ、これを見ればわかるんですが、準ずるというのは例えば営農組合とかそういうものもあるらしいんですよ。そういうもので選ばれてきておるのであれば、ここのあるか否かというところにそれを書いておく必要があるのではないかなと思うんですが、そこら辺はどうなんですか。

○議長（上谷政明君）

今の質問は次の議題へ入って行ってしまうもんで、次の議題の中へ入っていくもんで。

○10番（道下和茂君）

定義が法人の代表者、役員または従業員とか、そういうのが準ずるということですね。その定義の中にはそういうものは入ってこないのかと、営農組合とか、そういうのは入ってこないのか。準ずるという解釈であれば、そういうのも入ってくるのであれば、しっかりとそういうことを説明していただきたいなど。

○議長（上谷政明君）

わかりました。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

今おっしゃったことですが、それは認定農業者には当たりませんので、営農組合とか、そういうものは認定農業者に当たりませんし、その前におっしゃった件でございますが、概要書の中に認定農業者ということについてはそれぞれ記入させていただいているところでございます。議案の概要41ページから50ページの間にそれぞれの調書を準備させていただいておりますが、そちらの中で認定農業者であるかどうかについては明示をさせていただいているところでございます。

○議長（上谷政明君）

10番、いいですか。

○10番（道下和茂君）

いいです。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今、趣旨説明がありまして、この中に認定農業者等、また準ずるという言葉がここに含まれている。この準ずる者に対する定義がきちんと定められていない中において、これを認めるということはいかがかなという思いはしております。

また、説明の中に本巢市の場合、本来であれば認定農業者が152名以上いなければ、この文言が必要になってくるということなんですね。残念ながら本巢市には41名の方しかいないとなれば、国の定めに従ってのものが到底確保できない今の現状において、農業者を今から認定しなければいけないというルールの中において、これが先に出てきたんだろうというふうに私は思っております。とすれば、何もわざわざここに準ずる者というものを入れる必要はないではないかなという思いはしております。国のほうの定めにおいては、農業認定者ということがうたわれている以上、それだけでいいではないかと。いつまでたってもとは言いませんけれども、今の本巢市の現状から見て、国が定める百何名以上の認定農業者を認定することは非常に難しい状況にある中において、当然できないことはわかっている。その中において曖昧な文言を入れる必要もないだろうと思っておりますので、この文言を外すことについて何ら問題があるのか否か、お伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

曖昧な規定ということは説明が不十分であったことがございますけれども、規定は一応しっかりとしておりますし、やはり半分以上、過半数以上は認定農業者を入れるという基準がございますので、準ずる者を入れて近づけるというのが必要かと思っております。ですので、この場合、それを入れてもやはり過半数に行かなかったという結果がございましたので、等という言葉を入れて御判断をお願いしたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

41名の認定が本巢の中でおられるんですね。その中で、今回8名の方が農業委員として候補に上がっていると。パーセンテージでいけば5人に1人ということなんですね。もう1人か2人入って

もらえれば、そのことに対して半数以上ということになるかと思うんですけども、そこまでの強制もできない中において、これからもこういうことが起こるであろうと。私の聞いた中で、私も知識不足で申しわけないんですけども、農業委員の中で農業に携わらない、一切携わることのないサラリーマンの方たちも農業委員の中に入るようにというようなことを聞いておりました。そういうふうになるかならんかは別としてですね。でも、今回の募集要項の中を見て、また募集した人の職業欄を見ると全ての方が農業と記載をされておりました。所得がある、ないは別として農業というふうに職業欄には記載がされておりました。

そういう中において、今回こういう国の方針に従って19名ですか、次のところで任命がなされてくるんですけども、農業に携わらない人もおられる。けれども、国の方針として認定農業者ということをやられているなら、それがクリアできないからクリアできなくてもいいですよということのこういう提案じゃないんですか。ですから、そこに準を入れる必要はないと思っておるんですけども、いま一度認定農業者が過半数に満たない場合においてもこれをやっていきますよというような形じゃないかなというふうに思っているんですが、どうしても準を入れなければいけないのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、お答えをさせていただきます。

今の委員定数が19名でございますので、半数といいますと10人でございます。今回選定をさせていただいた段階で認定農業者及び準ずる者は7人であったという状況が発生しました。国の基準に結果的にならなかったもので、ならない場合の同意をいただきたいということでございますので、ただ、その7人の中にも認定農業者、また認定農業者等という人も実は入っておりますので、その等を外すということについてちょっとできないという状況でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

今回の案について、やっぱり私としては準ずるということを入れる必要はないというふうに思っております。この準ずるというものに対しての定義が今の説明の中できちんとなされていない。また、その人たちが今の説明の中だと、いろんな形でそこに働いていた人、過去に働いていた人と、そういうような形も準ずるということになれば、もし私がそういうところに1日勤めてやめれば、そこの元従業員ということにもなろうかというふうに思うわけです。ですから、こういうものについてはきちんとした明確な準ずる者もどこからどこまでという枠組みがきちんと説明がなされてしかるべきと思っております。よって、この準ずるというものがある以上、私はこの案に賛同することができませんので、議員各位におかれましては審議をきちっとして慎重審議をしていただいて、御賛同願えますようよろしくお願いをいたします。

○議長（上谷政明君）

原案に反対の発言がありました。

原案に賛成の方の討論を求めます。

〔挙手する者あり〕

12番 村瀬明義君。

○12番（村瀬明義君）

いろいろ御説明もありましたと思いますけど、認定農業者という中に、先ほど説明されました従業員とか役員という御説明がありましたので、一応認定農業者にかかわる方ということですので、私は賛成をいたします。

○議長（上谷政明君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

10番、反対討論ですか。

○10番（道下和茂君）

どうも先ほどから私も勉強不足かと思うんですが、この準ずるということが、そこまでいないから、8名しかいないからほかの人も入れるとか、いろいろあるわけなんですね。だから、例えば国の法律がそうであっても、本巣市としてはこれはどういう選定で選ぶという基準が明確でないので、例えば地域でそれぞれ頑張って農業をやっておるから認定農業者でもないけど選出したということがある程度私は明確でないので、反対をしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

反対の討論がありました。

賛成の方の発言を求めます。

〔挙手する者あり〕

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

本巢市の場合は、先ほど話が出ておりましたが、19名掛ける8の152名ですね。それに農業認定者が41名と極端に少ないということも鑑みまして、準ずるといってもやっぱり認定委員会の中で家族であっただけとか、そういうことじゃなしに、やはり詳細に、中で認定されるべき人はそれなりの知識を持った方であると私は信じておりますので、そうした人も含めるということで準ずるそのままでいいと思いますので、賛成討論とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第26号 本巢市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第11 議案第27号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第11、議案第27号 本巢市農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第27号 本巢市農業委員会委員の任命についてでございます。

農業委員の任期が平成29年7月19日に満了となることから、新たに農業委員会の委員を任命したため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議いただきまして適切な御決定をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（上谷政明君）

本案については、19名について議会の同意を求めております。審議は1人ずつ順次質疑、討論、採決の順で行います。

なお、審議対象者である後藤壽太郎君については除斥となります。この後、後藤壽太郎君の審議になりましたら私から申し上げますので、その際は退席をお願いします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号については、委員会付託を省略したい

と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより安藤重治君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

この安藤氏の問題というよりも全体にかかわる問題なので、今お伺いしておきたいというふうに思っています。

2つお伺いしますが、1つは市のホームページを見ますと、推薦をされた方が21人、応募した者が1名、合計22名というふうになっています。そのうち3人が漏れたということになりますが、その3人についてはいずれも糸貫であります。ということは、推進員と同じように根尾、本巢で7人、糸貫、真正6人ずつという数が当てはめられたのではないかというふうに思わざるを得ません。だから、糸貫は9人推薦、応募があつて6人選ばれておるんですね。だから、全体で見ても糸貫の3人だけが削られたということで、結局糸貫6人、真正6人、本巢5人、根尾2人という形になっています。そうすると、それぞれの自治会なりでいろいろ話し合ったり、あるいは団体で話し合ったりして推薦をし、申し込みをされたという場合に糸貫だけ漏れたと、あるいは特に席田が多いわけでありまして、そのことについて当人の問題というよりも地域としてこれでいいのかという疑問が正直言って湧き上がっています。そのことについて、私が仕方ないというふうに説明するわけにもいきませんので、行政としてこういう経過でこうなったということを理解してもらう必要があるのではないかと。今後の農業委員会行政に対する協力を得るためにも、そういった手だてについては考える必要があるのではないかというふうに思っていますが、その点についての見解をお伺いしたいということが一つです。

もう一つは、この19人の中に中立委員というのが2人含まれています。中立委員というのは何なのかということを農業委員会法第8条第6項にこのように規定しています。農業委員会の所掌に関する事項に関し利害関係を有しない者というふうになっています。さらに農業委員会の大きな改革があつて、それに対する説明文書が農水省からも出されておりますけれども、それを見ますと農業者以外の者で中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れるというふうに書いています。今言いましたように、農業者以外の者でというふうになっています。今回提案されてきた2人の中立委員は現農業委員というふうに書いてあります。当然農業者です。そうすると、この規定からすれば明らかに不備があるのではないかというふうに思わざるを得ませんが、そのことを抜きにしてこの議案の審議に入っていくわけにいかないということで、ここで伺いたいと思うんですが、お願いします。

○議長（上谷政明君）

1点目と2点目についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、説明をさせていただきます。

農業委員の選考につきましては、募集をさせていただきました。1月4日から2月3日までの1カ月間と定めて募集をしております。個人、団体のいかに問わず推薦をいただくか、御本人の応募をいただくかということで、今、議員おっしゃられるとおり22名の方の応募者がございました。本巢市の定数は19名でございますので、これを定めるに当たりましては農業委員選考委員会を開催いたしまして、その場で決定をさせていただいたところでございます。

最初、委員会を開催するに当たりまして、選考方法がいろいろ検討されたわけでございまして、まず一番最初にどう絞っていくかということにつきまして、まず現在の農業委員の選考につきましては、根尾、本巢、また糸貫、それから真正ということで、それぞれの地域ごとに農業委員が定められているというようなこともございますし、また農業委員会の下部組織に農地利用最適化推進委員というのがございまして、そちらのほうの定数がございます。それが7人、6人、6人ということで、推進委員と農業委員が同じような車の両輪のように動いていただくのがいいだろうということから、そういう御提案をいただきまして、根尾、本巢が7人、糸貫が6人、真正が6人という形で定められました。その後、そうになりましたら根尾、本巢については7人のうち7人の応募がございましたし、真正については6人のうち6人の応募がございました。このうち糸貫については6人のところが9人ございまして、3人多くということでございますので、そこで3人を選考するに当たりまして、委員の提案でございしますが、まずお一人の方については最適化推進委員と農業委員の兼用をしてみえるもので、そちらのほうに行っていたかということでお一人は最初に削らせていただきまして、あとお二人については委員7人の選考委員が選考基準を示した調書、書面審査をさせていただきます。選考基準に基づいてお一人の方が外れたわけでございます。

その基準でございすけれども、先ほどから話題になっているのは認定農業者であること、それから青年であること、それから女性であることと、そちらのほうの要件も満たしたとか、そういうことを考慮した得点方式ですね。それで、得点の高い者を残したということでございます。ですので、結果的に席田地域からお二人になってしまったということで、あくまでも選考結果だというふうに捉えております。

それから、もう一つでございますけれども、中立委員の任命は先ほど議員が御指摘いただきましたように、1人以上の中立委員を入れなければいけないということでございます。今、私どもが事務局で上げておりますのがお二人お見えになります。お一人の方につきましては、現在農地が山林化しており、農業経営を行っていない状況であるということがわかりましたので、中立委員にさせていただきますということでございます。もう一人の方は、またこれも調べさせていただきましたが、農地はお持ちでございましたが貸し付けている方、御本人がつくってみえないというようなこともございまして、農業収入は得ていないということでございますので、その方も中立委員という形で

上げさせていただいているところでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

1点目について、今の話を聞いておりますと、選考委員で基準を決めたということなので、募集をかける段階では糸貫は6人ですよということは言えないだろうという結論的にはそういうことになるかもしれませんが、しかし、推薦をする、名簿を出すほうとすれば糸貫は6人だろうと、席田は3人だろうという前提でそれぞれ推薦をされたと思うんですね。それが最初から徹底していれば糸貫全体として9人も出てくるというか、6人とは限りませんが9人まで出ることは恐らくなかっただろうというふうに思います。だから、もともとが推進委員は糸貫6人それぞれ決まっておりますけれども、それとは別枠で決まっていくという。本巢市全体として農業委員は選ばれていくんだという思いもあって、それぞれこの人はこの人ということ、それぞれの地域で話し合ったりして出されてきた。そのことがやっぱりそれぞれの思いと全く違った方向になったということについては、今どうこうすることはできないにしても、今後のことがあるので、地域の今後の協力を得るためには地域に対する説明なり、納得してもらうような努力というのは一定必要ではないかということをお願いしたいと思うんですが、そのことについてのお考えをお伺いしたいのと、それと2番目の問題について、これは29年の2月3日付、本巢市農業委員会の農業委員候補者の推薦及び応募状況についてという文書がホームページに載っています。この中で推薦を受けた21人プラス1人の名簿がありますが、その中に職業欄全部農業になっていますよ。だから、応募あるいは推薦を受けた段階では農業なんですよ。実態がどうかは別にして農業なんです。だから、そういう農業従事者は外しましょう、ましてや現農業委員でしょう、農業委員会の所掌する事務と関係ない人を選びましょうと法律でなっているわけですよ。それは現農業委員を選ぶというのはやっぱり瑕疵があるんじゃないですか。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、確かに今議員がおっしゃる考え方もあるかと思いますが、ただ、今回募集に当たりまして1カ月間の募集期間を設けておりますが、その間に応募いただいたのが残念ながら定数に満たなかった。当然ほとんどなかったという状況でございますので、それからいろんな関係機関にお話をさせていただいて、ただ、市としましてこの地域から何人とかいうことを申し上げることはできません。本巢市として19人ということしか言えませんので、この地域から出してねということと言えなかったのが現状でございます。ただ、結果的に糸貫地域が9人という形になってしまったということは御理解をいただきたいなというふうに思っています。ただ、選

考に当たりましては、やはり農業委員の選考基準というのがございますので、そちらに基づいて選考せざるを得ないというところもございますので、御理解をお願いしたいと思います。

それから、もう一点でございますが、御指摘された件でございますけれども、農業委員会のほうで公表をさせていただいた書類かと思っております。そのときは推薦団体が推薦をして推薦書をいただいております、それを取りまとめたものでございます。その後、選考委員会をかけるに当たりまして、一人一人の状況を認定農業者であるとか、いろいろな基準に合わせなきゃいけないので、その基準に合わせて調べていった場合に、このお二方については農業をやってみえないということがわかりましたので、中立委員として上げさせていただいたところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（上谷政明君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

3回目ですのでこれで終わりますけれども、1番目は私が理解をするというんやなしに、地域の人が理解をできるようにしてほしいということを申し上げているんです。結構不満の声が入ってきておりますので、そのあたりは市として、農業委員会として対応をそれなりにし、今後の活動に支障を来さないようなことをしてほしいなという思いで申し上げたわけです。

2番目については、これ中立な立場で公正な判断をすることができる者ということで、国のほうが例えば弁護士とか医師とか、幾つか例を挙げて指名していますね、こういう人を選びましょうということで。それなのに現農業委員を選ぶということが法律の趣旨、あるいは国の方針に合致するのとかといえば全く合わないとは私は断定せざるを得ない、残念ながら。そう思います。だから、今言ったことについては当然十分承知の上で物事を進められておるんだらうと思っておりますけれども、なぜそういう状況の中で2月3日段階ではまだ農業者というふうになっている。推薦されたにしても、本人がやらないよと言えば名簿には載らないでしょう。本人関係なしに推薦すれば全部この名簿に載るわけですか。恐らく本人が承諾されて出されておるもんやね。であれば、農業者ということについても本人は了承しているわけです、きっと。なのに中立委員になるというのはおかしな話でしょう。農業委員をやっているわけやから、自分は農業者やというふうには認識は持っているはずで、当然。だから、そういう人を選ぶということは法の趣旨から見てもやっぱり問題があると言わざるを得ません。だから、これについては全体的に見直し、改めて検討してやり直すべきやというふうには私は思います。その点について最後にもう一回お伺いしておきます。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、お答えをさせていただきます。

先ほど御答弁をさせていただいたとおりでございます、中立委員の選定につきましては審査の結果、農業をやってみえないという方でございますので、中立委員として上げさせていただいた

ところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

今、答弁や質問を聞いておりますと、ますます納得ができないというふうに判断をしましたので、あえて意見を申し上げます。

初めての制度なんですね、法律が改正されて初めての制度で、農業委員を選出、提案されてきている。初めての制度は基本的にはきちんと法を守りながら、法の基準に基づいて僕はするべきだと思うんですね。法でどうしてもということがあれば、それは誰でも納得いくような説明なり基準なりを設けて明確にして情報提供すべきだと思います。お話を聞いておりますと、中立というのは中立なんですね、やっぱり。どうも最後の答弁では基準に合わせて選考したような御答弁がございました。そうではなくて、やっぱり中立は中立というふうに選考すべきだと思いますので、改めてその点についてお伺いします。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

先ほど御答弁させていただいたとおりでございまして、現在農業をやってみえないというところでございますので、中立委員として上げさせていただいたところでございます。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

ちょっとお伺いをいたします。

この選考するときに募集等々を応募したわけなんです。私の聞くところによりますと、応募をかけても非常に人数が少なかったということでした。私も農業委員会に少し御縁がありましたので、そういう関係各位のところ、また知っている人にどうだということ言ったら、そのこと自体を知らなかった人が結構いたわけなんです。それから、徐々に広がって行って、最終的に二十二、三名ということになったと思っております。その中で私が聞いたところによると、2人3人オーバーだということで、選考委員会、選考メンバーをつくって、その中で選考していきますというふうで、今回この19名の人が選考になったというふうに聞いております。

その中で1点だけ聞いておきたいことは、先ほども反対討論等々もしましたけれども、この本巢市の中において41名でしたかな、認定者が。これ地域でいくと、地域を本当は分けちゃいけないんですが、4つの地域で分けるとすると、41名の中で真正に何名、糸貫に何名、本巢に何名、根尾に

何名というふうに、大体で結構です、もしわかればお伺いをしたい。

また、逆に言うところの認定農業者の人たちがふえることによって、まあふえてくるであろうと思っている、そうしたときに当然地域が偏るであろうとっております。露骨なことを言いますと、真正地域では認定農業者になる人、なろうとする人が非常に少ないだろうと。農地も少なくなっている関係上から。また、糸貫においては北部のほうは結構農地というものが残っているから認定者はふえるであろうとっておりますし、また糸貫そのものはもともとがそういうことがよくやられていた地域ですので、多分私の思いとしては糸貫が認定農業者が一番多いんじゃないかなというふうに思っております。日本巢町においても認定農業者はそんなに多くはないだろうと思っておりますが、これからふえる可能性があるんですね。そういう中において、今言われるようにどここの地域で何名とか、どここの地域で何名というようなことをもし定めるとするならば、頭の中で文章には書かなくても、本巢は何人という、その中で選考委員会で選考していくということになれば、いずれおかしなことになるだろうと思っております。私の思いとしては、ここに出てきた人たちの選ばれた人たちが本巢であろうと糸貫であろうと根尾であろうと、人格そのものと資格を有すればいいかなというふうに思っておるんですね。私が聞きたいのは、まずどこの地域が多いかということと、もう一点は選考委員会の中で、極端なことを言うと何を基準にしてこの19名の方を選ばれたのか、お伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

1点目と2点目についての答弁を産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

まず、認定農業者数ですが、41人ということは御案内のとおりなんですけど、地域割合というのははっきり数字は覚えておりませんが、ただ、議員おっしゃったとおり、糸貫地域が一番多いというのは明らかでございまして、本巢地域は数件、二、三件で、真正地域が五、六件というところだと思っております。ですので、残りは糸貫地域ということで糸貫地域が結構多いのかなと思っております。

それから、選定基準ですが、選定基準は先ほど来お話をさせていただいたとおりでございまして、認定農業者、それから女性であることとか、青年であることとかというような基準がそれぞれございますので、そちらのほうの基準から合う人を優先的に選ばせていただいている。その点は書類選考という形で先ほどお話をさせていただきましたが、それはポイント制度で出す選考方法がございまして、そちらの高いところから選ばせていただいたのが現状でございまして、以上でございまして、

〔挙手する者あり〕

○議長（上谷政明君）

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

これは3年たてば、また改選ということになるかと思う。任期は3年だというふうに伺っております。確かにルールが変わって最初のことですので、きちんとした中でやりたい、私も議員として

やりたい、法を準じてやりたいということは当然思っております。けれども、それに満たない格好に残念ながらなってしまったのかなというふうに思っております。今も先輩議員のほうから募集要項の中に、先ほどの反対討論等々の質疑の中でも言いましたように、応募した人が全て農業という、業というものがなされて、私はそのことを指摘したはずなんです。そうしたらそのときの説明が農業と書いてあるけれども、農業所得はありませんという御説明があったと思っております。そういう中で、選考委員会の方たちが努力をして選考されたことだと思っておりますので、今回のことにおいてはやむを得ないなというところもありますので、順次19名質疑を行っていただけたらいいかと思っておりますので、議長におかれましてはよろしく御配慮お願いをいたしておきます。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

先ほど申し上げたように、今回の議案については明らかに瑕疵があるというふうに私は判断せざるを得ないということで、この審議に加わること自体がよくないというふうに判断しておりますので、退席をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（上谷政明君）

ちょっと待ってください、全部ですか。

○18番（鵜飼静雄君）

はい。

○議長（上谷政明君）

わかりました。認めます。

[18番 鵜飼静雄君 退場]

[挙手する者あり]

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

私も先ほどお聞きしましたように、選定の内容について納得がいきませんので全員について退席をしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

認めます。

[7番 高田文一君 退場]

[挙手する者あり]

10番 道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

それぞれの選考につきまして、どういう形で選考されたかということがまだ自分の思いというか、

いろいろ見たのと釈然としない部分もあります。先ほどの中立委員の問題もあります。そういうことから、私はこの全般に対しまして審議することができないので退席をさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

認めます。

[10番 道下和茂君 退場]

[挙手する者あり]

8番 高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

私も、今の法的な問題からいろいろ初めですから、きちっと絡めながら考えていかないかと思えますから、ちょっと私もこれは審議に加われないので、退席させていただきます。

○議長（上谷政明君）

認めます。

[8番 高橋勝美君 退場]

[挙手する者あり]

1番 堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

私も農業委員会の選考、構成に関しまして疑問を持ちましたので、この審議に対しては退席させていただきます。

○議長（上谷政明君）

認めます。

[1番 堀部好秀君 退場]

○4番（黒田芳弘君）

今、何人かの方が退席をされましたが、先ほどから言われた意見は重々理解できますが、私、議運の立場として言いますと、やはりこれを執行部が提案されて、それを上程することを議運で諮って、皆さんにここにお諮りするということで議運で決めたわけでございます。今言った理由の中で個々にこれから19人を審査するわけでありまして、議会としては、だから、その19人の中で例えば条件に合致しないとか、ふさわしくないのではないかということについては個々が判断をされればよいということでありまして。こういった形でこの議案を審査することについて、私としては非常に違和感を持っておりまして、議運の立場として言いますと。

○議長（上谷政明君）

また、委員会で協議しましょう。

○4番（黒田芳弘君）

議長はこういった状況の中で採決するんですか、この議案に対して。

○議長（上谷政明君）

採決します。

○3番（鐔本規之君）

暫時休憩をお願いしたい。

○議長（上谷政明君）

理由は。

○3番（鐔本規之君）

この人事案件において、一つ一つの審議をしていくという、一人一人の審議をしていくということが提案されております。それで、その前提としてこの農業委員会のありよう、また選出方法についていろいろと御審議がなされ、それで説明等々の中において規則的にいかがかというところもあった。先輩議員が言われる内容においても、一理も二理もあるところはあったかと思っております。議会として法を遵守して、また国の方針を守っていく、その中においてやむを得ない事情があって少し本巣市独自の解釈をするということも許される範疇内だと思っております。

今回のことにおいて、提案された以上、国の法律、ルールにおいて間違いがないという解釈でこの提案がなされたんだらうと私は思っております。けれども、そのことがよくわからないということで複数の議員が退席をされました。その中において退席理由が法を準じていない、国の方針に従っていない、だからこの議案に対して賛成、反対ということができないので退席をしますという、明確に法に準じていないということを述べたように思っております。そうすると、その法に準じているのかいないのか、そのことをきちんと説明をして、おられる議員全員がそのことについて納得ができない限り、先輩議員が法を守っていないというものについて審議をすることはできない。もしそれが正しいとするなら。ですので、暫時休憩をお願いして、その中において法を遵守しているのか。また、この提案が何ら問題ないのか否かを改めてお聞きをしたいということで暫時休憩のお願いをしたわけであります。

〔挙手する者あり〕

○議長（上谷政明君）

11番 中村重光君。

○11番（中村重光君）

私は、新たな農業委員会の委員の選定の第1回として、これだけの執行部の案に現議員5名が退席をするというようなことは非常にイレギュラー、私は議員を16年務めさせていただきましたが、こんなことは過去に例がありません。

そこで、やはり我が本巣市の農業委員会の使命、役割というのはやはり農地利用の最適化、大きな重要な責任を負った農業委員としての使命、役割があるということを忘れてはならないのではないかなというふうに私自身は総合評価します。そういう面で、先ほどお話がありましたように、議長はこのまま議事を進行し、19人の採決をとるといような御意思でありますけれども、一旦ここで暫時休憩をとりながら、新しい姿の議会の道を見出すべく暫時休憩をしていただいて、次の策の模索に入るような御提案を私もしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（上谷政明君）

3番議員と11番議員から御指摘もありました。それを踏まえまして暫時休憩をします。そして、1時から再開をしたいと思いますので、午前中はこれにて暫時休憩します。1時から再開をしますが、またそのときに全協にするかどうかは御案内をしますのでよろしくお願ひします。暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後1時43分 再開

○議長（上谷政明君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

先ほど全協で若干説明ありましたが、それを踏まえても、私は先ほど主張した点については気持ちは変わっておりませんので退席させていただきます。

〔18番 鵜飼静雄君 退場〕

〔挙手する者あり〕

○議長（上谷政明君）

1番 堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

私も退席させていただきます。

○議長（上谷政明君）

理由だけ言ってくれ。理由だけお願いします。

○1番（堀部好秀君）

今、全協のほうで説明をお聞きしましたが、経緯なんかについても納得できないところがありますので退席させていただきます。

〔1番 堀部好秀君 退場〕

〔挙手する者あり〕

○議長（上谷政明君）

10番 道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ただいま全協で法的には触れないということをお聞きしますが、根本的にはやはり触れない触れるという問題、やはり出発点において認定農業者しかだめですとか、また中立委員が農業従事者では私は好ましくない、こんなふうに思いますし、根本的にその問題が理解できないので本件に対して審議をいたしかねますので退席をいたします。

〔10番 道下和茂君 退場〕

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

先ほども言いましたように、中立的な立場で公正な判断をすることができる者を1名以上入れる、国がそう方針を出しています。先ほどの件もいいたろうという表現でございますけれども、国がそういうふうに決めていることを、それじゃあ県がなぜいいかと、そういうふうにも認めてもいいよというところの説明もございませんでしたし、私はやっぱり法を優先すべきだと思いますので退席させていただきます。

[7番 高田文一君 退場]

○議長（上谷政明君）

それでは、議席番号の1番の堀部好秀君、7番の高田文一君、10番の道下和茂君、18番の鶴飼静雄君が表決を放棄されたということでもありますので退場していただきました。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので会議を開きます。

先ほどの続きから行きます。

質疑が終わりましたので、安藤重治君に対する討論に入っていきたいと思います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

本件の農業者認定について、この安藤重治君に対しては何ら人間的に問題はないというふうに思っておりますけれども、この選考委員会のあり方において私は不同意をしておりますので、よって人間がどうのこうのということではなく、この選考委員会のあり方において不同意でございますので反対とします。

○議長（上谷政明君）

反対の発言がありますので、賛成の発言を。

[挙手する者あり]

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

ただいま議案となっております農業委員の任命については、この19名個々に審議することというふうにいただいておりますので、そういう観点からこれを審議いたしますと、この1番につきましてはこの理由等にも適合しておりますので、適正な事務というふうに判断をいたしまして賛成とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより安藤重治君についての採決をします。

安藤重治君の委員任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、安藤重治君の委員任命については同意することに決定しました。

これより大西由美子君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

この大西さんは私のうちの近くで大きな農業をしておるということで、人間的には非常によからうかというふうに思っております。こういうふうで農業に携わる人、また農業認定者となる人を選考委員会で選んでくれたことにおいては非常にありがたいなという思いはしておりますけれども、選考委員会の中の国のルール、また等々の問題において少し問題があったかというふうに思っておりますので、人物等については非常にいい人物であると思っておりますけれども、選考委員会のあり方について異議を申し立て、手前反対といたします。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

今、討論をおっしゃったのでないと思いますが、ほかに討論はありませんか。反対討論がありますので、賛成の討論をお願いしたいんですが。

[挙手する者あり]

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

私は質疑の中で自分の意思と意見を述べたことであって、反対討論という形で述べたわけではありません。また、議長が反対討論をやるというなら改めて……。

○議長（上谷政明君）

わかりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで討論を終わります。

これより大西由美子君について採決します。

大西由美子君の委員任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、大西由美子君の委員任命については同意することに決定しました。

これより片岡修君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより片岡修君について採決します。

片岡修君の委員任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、片岡修君の委員任命については同意することに決定しました。

これより喜多川稔君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより喜多川稔君に対する採決をします。

喜多川稔君の委員任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、喜多川稔君の委員任命については同意することに決定しました。

これより高坂裕君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより高坂裕君について採決します。

高坂裕君の委員任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、高坂裕君の委員任命については同意することに決定しました。

これより後藤悟君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより後藤悟君について採決します。

後藤悟君の委員任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、後藤悟君の委員任命については同意することに決定しました。

これより後藤壽太郎君に対する案件の審議を行います。

地方自治法117条の規定によって、15番 後藤壽太郎君の退場を求めます。

〔15番 後藤壽太郎君 退場〕

本日の会議録署名議員に指名されておりました議席番号15番 後藤壽太郎君が退場されましたので、会議規則第81条の規定により会議録署名議員を追加指名いたします。議席番号17番 大西徳三郎君を指名いたします。

それでは、後藤壽太郎君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 鰐本規之君。

○3番（鰐本規之君）

選考委員会のあり方について反対という疑問符を抱いておる中において、今回また市会議員である後藤壽太郎議員が選考委員会の中で選ばれて、またこういうふうに出てきたということについてお伺いをいたします。

この農業委員会の中において現職の市会議員が農業委員会のメンバーになることにおいて、何ら問題があるのかないのか、お伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、お答えをさせていただきます。

市会議員の方の場合、兼職ができるかどうかなんです、兼職の禁止という条項がございますけれども、それを確認させていただいておりますが、今回の農業委員についてはその項目に当たりませんので法的に問題はないと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

選考委員会でそういうふうを選考されたという中において、任命は市長がされておられるわけなんです。市長としては農業委員会のメンバーが市会議員の方、今回は1名なんですけれども、3年先にはまた個々人で現職の市会議員が立候補する可能性が多々あるかと思っております。私は間違いなく立候補するつもりでおります。そういう中において何ら問題がないということであるなら、また選考委員会の中でそういうふうに解釈ですけれども、市長が推薦する以上、市長のお考えはどのように思っておられるのか、お伺いいたします。

○議長（上谷政明君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

いきなり私の感想ですけれども、言われましたけれども、なかなかお答えするのが難しい話です。先ほど部長からお話ありましたように、法的に問題ないということでもありますので、法的には問題ないということでございます。あと、そのほかはどうかと言われましても、こういう議場の中では法的にはおかしいものでない限りは別に個人の感想でやるよというのとは適当ではないというふうに思っておりますので、答弁のほうは差し控えさせていただきます。いずれにいたしましても法的に問題ないということでもありますので、あとは議員の皆さん方の御判断で採決をしていただければ結構かというふうに思っております。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

最後です。3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

大変よくわかりました。私も今度選挙に出て当選すれば、次にまた農業委員会に立候補したいというふうに思っておりますので、またそのときはよろしく願いをいたします。以上、終わり。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

ただいま議題となっております後藤壽太郎氏の農業委員の件につきまして、私は反対の立場で討論いたします。

ただいま鏗本議員の質問に対して、担当部局としては法的に問題はないということでありましたが、私の思いといたしましては本市の農政に大きくかかわり影響する農業委員会の委員において、本巣市議会議員がこれに委員となるということについては、法的な問題はオーケーとしても道義的問題が生じると思います。これは最初に決める大変大切な今回の農業委員の任命でございます。今後、私としては本巣市議会がこの農業委員会に委員として選出することがないようにするためにも、最初が肝心でありますので、これについては反対とさせていただきます。御理解をいただきたいと思っております。

○議長（上谷政明君）

反対の発言がありました。

賛成の発言を。

[挙手する者あり]

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

今、反対の意見が出ましたから私は賛成のほうの意見を述べさせていただきます。

市に合併する前の町会議員の時代には農業委員会に町議会から2人ずつ出ておりました。私たち糸貫の場合は、そんなことですから、法的には問題ないということでございますし、そういうふうで前の町の場合では議員から出ておりましたものですから、私はそういうことで賛成します。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論ありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより後藤壽太郎君について採決します。

後藤壽太郎君の委員任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、後藤壽太郎君の委員任命については同意することに決定しました。

[15番 後藤壽太郎君 入場]

15番 後藤壽太郎君に申し上げます。

ただいま後藤壽太郎君に対する農業委員会委員の任命については同意されることに可決されまし

た。

これより杉山一郎君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより杉山一郎君について採決します。

杉山一郎君の委員任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、杉山一郎君の委員任命については同意することに決定しました。

これより杉山隆則君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより杉山隆則君について採決します。

杉山隆則君の委員任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、杉山隆則君の委員任命については同意することに決定しました。

これより高橋曉美君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより高橋曉美君について採決します。

高橋曉美君の委員任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、高橋暁美君の委員任命については同意することに決定しました。

これより高橋秀和君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

この高橋秀和氏は元市会議員でもあり、また私もよき友であり、よく知ってはおります。農業に対しても前向きに一生懸命で努力をしておられます。また、認定農業等々においても前向きに一生懸命でやっておられます。けれども、この高橋秀和氏が農業委員会のメンバーとしてふさわしいか否かということにおいては、私はふさわしいとは思っておりますけれども、選考委員会の中においての選び方、その他に問題が非常にあるという思いがしておりますので、今後におけるメンバーにおいても全て選考のあり方について反対という形をとらせていただきますので、今回においても反対の討論といたしますので賛成よろしくお願ひします。

○議長（上谷政明君）

反対がありますので、賛成の討論。

[挙手する者あり]

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

今、反対の理由の中にもありましたように、この高橋秀和君は市会議員も経験し、いろんなことを経験されておるといふことで、そういういろんな知識を持って農業委員会に出ていって、その農業委員会の中で活動していただけるということが想像できますし、やっていただけるといふことでふさわしい人物であると思ひますので賛成をいたします。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで討論を終わります。

これより高橋秀和君について採決します。

高橋秀和君の委員任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、高橋秀和君の委員任命については同意することに決定しました。

これより高田禮子君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより高田禮子君について採決します。

高田禮子君の委員任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、高田禮子君の委員任命については同意することに決定しました。

これより高橋幸雄君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより高橋幸雄君について採決します。

高橋幸雄君の委員任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、高橋幸雄君の委員任命については同意することに決定しました。

これより畑中廣司君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより畑中廣司君について採決します。

畑中廣司君の委員任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、畑中廣司君の委員任命については同意することに決定しました。
これより廣瀬澄夫君に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより廣瀬澄夫君について採決します。
廣瀬澄夫君の委員任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、廣瀬澄夫君の委員任命については同意することに決定しました。
これより福田勇一君に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより福田勇一君について採決します。
福田勇一君の委員任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、福田勇一君の委員任命については同意することに決定しました。
これより堀口一平君に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより堀口一平君について採決します。
堀口一平君の委員任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、堀口一平君の委員任命については同意することに決定しました。

これより松尾直樹君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより松尾直樹君について採決します。

松尾直樹君の委員任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、松尾直樹君の委員任命については同意することに決定しました。

これより山田澄男君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより山田澄男君について採決します。

山田澄男君の委員任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、山田澄男君の委員任命については同意することに決定しました。

以上で議案第27号 本巣市農業委員会委員の任命についての審議を終わります。

暫時休憩します。

午後2時18分 休憩

午後2時19分 再開

○議長（上谷政明君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第12 議案第28号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第12、議案第28号 物品売買契約の締結について（小中学校情報機器）を議題といたします。
市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第28号 物品売買契約の締結について（小中学校情報機器）についてでございます。

小・中学校情報機器の購入について売買契約を締結するに当たり、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（上谷政明君）

議案第28号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、議案第28号 物品売買契約の締結についての補足説明をさせていただきます。

議案の28ページをお開きください。

小・中学校の事務機器の購入につきまして、本年4月17日に入札を執行し、4月19日に株式会社中日AVシステムと仮契約を締結したところでございますが、本契約を締結するに当たりまして議会の議決をお願いするものでございます。

なお、仮契約書の写しにつきましては、議案の概要の51ページのほうに添付させていただいております。

初めに、物品名でございますが、小中学校情報機器でございます。内訳としまして、パソコン12台、タブレット49台、電子黒板34台、周辺機器一式でございます。

納入場所でございますが、納入場所につきましては市内小・中学校、本巢小学校ほか6校でございます。

次に、契約方法でございますが、指名競争入札により契約を行っております。議案の概要の56ページには入札執行一覧表を添付させていただいておりますが、10社の参加によりまして実施したものでございます。

次に、納期限でございますけれども、ことしの8月31日としております。

次に、契約金額でございますが、消費税及び地方消費税を含めまして4,104万円でございます。

以上、議案第28号の補足説明とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号については、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第28号 物品売買契約の締結について（小中学校情報機器）は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13 議案第29号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第13、議案第29号 本巣市と岐阜市との間の消防の事務委託に関する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第29号 本巣市と岐阜市との間の消防の事務委託に関する規約の制定に関する協議についてでございます。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、消防事務を岐阜市へ委託するための規約を定めることについて、同条第3項で準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上谷政明君）

議案第29号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、議案第29号 本巣市と岐阜市との間の消防の事務委託に関する規約の制定に関する協

議について、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の57ページをお開きください。

初めに、制定の趣旨でございますが、地方自治法第252条の14第1項におきまして普通地方公共団体は協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を他の地方公共団体に委託して管理及び執行させることができると規定されております。このため、事務委託に関する規約を定めるものでございます。

規約の主な内容でございますけれども、まず第1条関係でございますが、委託事務の範囲につきましては消防団に関する事務のほか、火薬類取締法など、法律の規定により知事の権限に属する事務のうち本市に権限移譲され処理することとされたもの及びガス事業法など、法律の規定により市長が行うこととされた事務を委託するものでございます。権限移譲等につきましては、火薬類取締法につきましては煙火消費許可、火薬庫の保管、検査等でございます。高圧ガス法につきましては窒素、二酸化炭素ガス等の高圧ガスの使用等、検査等でございます。液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律につきましては、プロパンガス店の認可、立入検査、保安検査等でございます。市長が行うこととされた事務につきましては、ガス用品及び液化石油ガス器具の販売事業者に対する立入検査等でございます。

次に、第2条関係でございますが、管理及び執行方法でございます。管理執行につきましては、岐阜市の条例等の規定によりまして、委託事務の管理執行を行うものでございます。

次に、第3条、経費の負担でございますが、委託に係る経費につきましては基本的には本市の負担とするものでございます。経費の主なものとしましては、消防職員の人件費、諸所の維持管理経費、機械器具等に係る経費、車両等に関する経費でございます。

次に、第4条関係、収入の帰属でございますが、委託事務の管理執行に係る使用料でございますが、先ほど申しました煙火消費許可手数料、危険物の使用許可手数料等でございますが、この収入につきましては岐阜市のほうの収入とするものでございます。

次に、第9条関係でございますが、水利施設の設置及び維持管理でございますけれども、先ほど第1条関係で事務委託の範囲を御説明させていただいたところでございますが、水利施設の設置及び維持管理につきましては委託事務ではございませんので、本市において水利施設の設置、維持管理を行うものでございます。

次に、第11条関係でございますが、連絡調整会議につきましては広域化後も住民の意見を反映した業務遂行に努めるとともに、消防行政の適正な運営管理を図るために毎年連絡調整会議を開くものでございます。

次に適用関係でございますが、施行期日につきましては、30年4月1日でございます。

以上、議案第29号の補足説明とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号については、総務企画委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第30号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第14、議案第30号 もとす広域連合規約の変更についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第30号 もとす広域連合規約の変更についてでございます。

もとす広域連合の事務所移転に伴い、事務所の位置を本巣市宗慶365番地から本巣市下真桑1000番地とするため、もとす広域連合規約の一部を変更するものでございます。

詳細につきましては総務部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（上谷政明君）

議案第30号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、議案第30号 もとす広域連合規約の変更について補足説明をさせていただきます。

議案の概要の59ページをお開きください。

改正の趣旨でございますけれども、現在、もとす広域連合が本庁舎として使用しております建物は昭和39年、JAが当時建てられたものでございますが、建築されましてから築53年を経過しております。このため老朽化が進みまして、耐震補強も現在なされていないことから、地震等による倒壊が危惧されているところでもございます。

また、事務所につきましても現在職員が24名おりますけれども、非常に手狭な状況であるということから、本巣市役所真正分庁舎の一番東側、旧真正庁舎の旧町長室、あるいは更衣室、第1会議室のところでございますけれども、ここに事務所を移転することとしたため、もとす広域連合の規約に規定しております事務所の位置を変更するものでございます。

この事務所の位置の変更につきましては規約の変更となりますことから、地方自治法第291条の3第3項、規約の変更でございますけれども、この規定により議決を求めるものでございます。

次に、改正の内容でございますけれども、本巣市宗慶365番地から本巣市下真桑1000番地に改め

るものでございます。

適用関係でございませうけれども、ことしの9月19日に事務所を移転する予定としておりますので、9月19日となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号については、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第30号 もとす広域連合規約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第15 議案第31号（上程・説明・委員会付託省略）

○議長（上谷政明君）

日程第15、議案第31号 平成29年度本巣市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第31号 平成29年度本巣市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,430万7,000円を増額するものでございます。

主なものといたしましては、岐阜地域4市1町の消防広域化に伴う消防広域化事業負担金の新規計上、また社会資本整備総合交付金の減額に伴う予算の組み替え、また補助採択に伴う元気な農業

産地構造改革支援事業費補助金の増額等のほか、人事異動等に伴う職員給与費の減額等でございます。

詳細につきましては、後ほど副市長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上谷政明君）

議案第31号の補足説明を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、議案第31号 平成29年度本巢市一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,430万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161億6,430万7,000円とするものでございます。

続きまして、5ページのほうをお開き願いたいと思います。

地方債の補正をお願いするものでございます。

初めに、災害復旧債につきましては、ことし4月17日、18日に発生しました豪雨災害によりまして木知原地内の農地の畦畔崩壊に伴い、新たに30万円を起債するものでございます。

次に、消防債につきましては、消防の広域化に伴い、岐阜市消防の消防指令システム施設改修等に係る岐阜市消防負担金及び本巢消防事務組合の消防署、分署等の改修費、消防車等装備品の改修等に係る本巢消防負担金について起債するものでございまして、2億3,200万円を増額いたしまして、補正後の限度額を2億6,080万円とするものでございます。

次に、合併特例債につきまして社会資本整備総合交付金の減額内示に伴い、合併特例債に財源を組み替えるものでございまして、長良糸貫線道路整備事業及び市道糸貫7号線整備事業におきまして、合計8,200万円を増額いたしまして、補正後の限度額を4億9,250万円とするものでございます。

続きまして、飛びまして8ページでございますが、ここから歳入の事項別明細書でございます。主なものにつきまして御説明をいたします。

まず、中段の国庫支出金、国庫補助金の4目土木費国庫補助金、補正額9,616万2,000円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内示により減額するものでございます。社会資本整備総合交付金につきましては、長良糸貫線道路整備事業及び市道糸貫7号線整備事業については、地方債で御説明いたしました財源を合併特例債に組み替え、事業を実施するものでございますが、当初330万円の交付金を予定しておりました防犯灯のLED化事業につきましては今回交付金の対象外とされましたが、平成31年度までに計画的に整備をする予定でございまして、市単独事業として整備を進めたいと考えております。

また、防災・安全交付金につきましては、橋梁点検修繕事業、道路ストック総点検事業の財源としているものでございますが、橋梁点検修繕事業に交付金全額を充てまして、道路ストック総点検事業につきましては道路のり面の安定度を調査し、危険箇所の早期発見等、災害防止に努めるもの

でございますので、市単独事業で実施したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、7目地方創生推進交付金、補正額663万4,000円の増額につきましては、ジビエの販路開拓やブランド化を図るためのジビエ6次産業化事業及び市北部地域の移住・定住を促進するための小さな拠点活動促進事業等の財源とするものでございますが、国の交付内示がございましたので補正をお願いするものでございます。

次に、下段の県支出金、県補助金の4目農林水産業費県補助金、補正額400万円の増額につきましては、国において平成30年度に県の米の直接支払制度が廃止されることに伴い、農業経営者の負担を緩和するため、元気な農業産地構造改革支援事業に新たに米政策改革案が新設されたものでございまして、農業経営体の農業用機械の購入費用に対して1経営体補助金400万円を限度として助成されるものでございまして、補助採択されたことに伴い、増額をお願いするものでございます。

また、8目災害復旧費補助金につきましては、木知原地内の農地災害復旧に伴う補助金でございます。

次に、9ページでございますが、基金繰入金の4目財政調整基金繰入金、補正額5,000万円の増額につきましては、財源調整のため増額をいたしまして、補正後を8億5,000万円とするものでございます。

その下、諸収入の受託事業収入、4目の教育費受託事業収入、補正額896万4,000円の増額につきましては、東海環状自動車道整備に伴い、上保地内の関西電力送電線鉄塔移転予定地におきまして、試掘により遺跡が発見されたため、関西電力からの受託事業収入として発掘調査を行うものでございまして、歳出でも文化財発掘調査委託料として同額を計上させていただいております。

その下、7目雑入、補正額597万1,000円の増額につきましては、数学のまちづくり数学校運営事業において、一般社団法人自治総合センターのコミュニティー助成を申請しておりましたが、交付内示をいただきましたので90万円をお願いするものでございます。また、消防団員12名が3月末に退職したことに伴い、退職報償金267万1,000円を消防団員等公務災害補償等共済基金から受け入れをするものでございまして、歳出でも消防費で同額を予算計上させていただいております。また、多面的機能支払交付金過年度返還金につきましては、農業・農村における地域協働活動を行うため、自治会等に設置された協議会による多面的機能支払交付金事業について計画期間5年間の最終年度に当たりまして、活動実績に伴う交付金の精算により、各協議会からの返還金を予算計上するものでございます。

次に、下段の市債につきましては、先ほど地方債の補正のところで御説明をさせていただきましたが、合計で3億1,430万円の増額をお願いするものでございます。

次に、11ページでございますが、ここからは歳出の事項別明細書でございます。

まず、議会費を初めとしまして各款の職員給与費及び臨時職員賃金につきましては、ことし4月1日の人事異動に伴います職員の配置結果に基づきまして、給料、職員手当、教材費及び賃金の補正をお願いするものでございます。

それでは、給与費等以外の補正について御説明をいたします。

12ページのほうをごらんいただきたいと思いますが、一番下の民生費、社会福祉費の1目社会福祉総務費、補正額1,413万4,000円の増額につきましては、職員給与費のほか、次の13ページでございますが、委託料の247万3,000円につきまして、国民年金において日本年金機構との届け出書の電子媒体化や様式の統一化によりまして、国民年金システムの改修が必要となるために委託料をお願いするものでございます。

また、4目の老人福祉費の補正額144万9,000円につきましては、消防の広域化に伴い、市内ひとり暮らしの老人の緊急通報システムにつきまして、既存の個別装置の通信先を本巢消防本部から民間コールセンターにシステム変更するための経費について補正をお願いするものでございます。

次に、15ページでございますが、中段の農林水産業費、農業費の3目農業振興費、補正額420万円の増額につきましては、歳入で御説明をいたしました補助事業でございまして、農業担い手経営体が農業用機械を購入する費用について、県費及び市費を合わせまして35%の補助金を農業経営体に助成するものでございます。

また、5目でございますが、農地費、補正額180万円の増額につきましても、歳入で御説明をいたしましたが、多面的機能支払交付金事業について自治会等に設置された協議会からの返還金240万円のうち4分の3に当たります国・県交付金の返還金を予算計上させていただくものでございます。

次に、17ページでございますが、中段の土木費につきましては、歳入で御説明をいたしました財源の組み替えによるものでございます。

その下、下段の消防費、1目常備消防費の増額につきましては、消防の広域化に伴い、岐阜市消防の高機能消防指令センターのシステム改修や消防服を初めとする被服貸与品の統一、庁内LAN整備などの岐阜市消防への負担金及び本巢消防事務組合の消防署及び分署の庁舎改修、消防車、救急車の装備品の改修等に係る本巢消防事務組合の負担金合わせて2億7,152万円をお願いするものでございます。

また、2目非常備消防費、補正額292万7,000円の増額につきましては、12名の消防団員が3月末に退職したことに伴う退職報償金が主なものでございます。

次に、18ページでございますが、一番下の教育費、中学校費の1目学校管理費、補正額280万6,000円の増額につきましては、真正中学校の屋外運動場と真正公民館との間の雑種地の整備に係る測量及び設計費279万円をお願いするものでございます。

次に、19ページでございますが、中段の社会教育費の5目文化財保護費の補正額896万4,000円につきましては、歳入でも御説明をいたしましたが、関西電力から受託をいたしました文化財発掘作業に係る委託料でございます。

次に、20ページでございますが、中段の災害復旧費につきましては、4月の豪雨災害に伴う木知原地内の畦畔の災害復旧工事費100万円をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきますが、予算書のほかに議案の概要の6月補正予算案の概要もまた御参照いただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（上谷政明君）

お諮りします。平成29年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について委員会付託を省略し、総務企画委員会の所管に属する予算については総務企画委員会で、文教福祉委員会の所管に属する予算については文教福祉委員会で、産業建設委員会の所管に属する予算については産業建設委員会で、それぞれ協議を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第31号については委員会付託を省略し、それぞれ所管する委員会において協議することに決定いたしました。

日程第16 議員派遣について

○議長（上谷政明君）

日程第16、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員の派遣をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

散会の宣告

○議長（上谷政明君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

6月15日木曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

なお、念のため委員会、もしくは協議会の開催日と場所を申し上げます。

産業建設委員会協議会は、6月20日火曜日午前9時より糸貫分庁舎2階特別会議室にて、総務企画委員会は、6月21日水曜日午前9時から本庁舎3階第1委員会室にて、文教福祉委員会協議会は、6月22日木曜日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室にて、それぞれ開催します。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時51分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員

